

『30分でわかる！ 日本型ワークシェアリングのしくみ』

標記書籍につきまして、訂正箇所がみつかりました。

読者の皆様には、大変ご面倒をおかけしまして申し訳ございませんが、お詫びとともに、以下のようにご訂正いただきますようお願い申し上げます。

● 63ページ (図表中)

誤)

⑥ 助成率 (⑤×助成率〈4/5〉)	$7,730 \text{ 円} \times 4 / 5 = 6,184 \text{ 円}$
-----------------------	--

⑧ 支給される助成額 (⑥×⑦)	$6,184 \text{ 円} \times 162 \text{ 日} = 100 \text{ 万 } 1,808 \text{ 円}$
---------------------	---

正)

⑥ 助成率 (⑤×助成率〈4/5〉)	<u>$8,163 \text{ 円} \times 4 / 5 = 6,530 \text{ 円}$</u>
-----------------------	--

⑧ 支給される助成額 (⑥×⑦)	<u>$6,530 \text{ 円} \times 162 \text{ 日} = 105 \text{ 万 } 7,860 \text{ 円}$</u>
---------------------	---

● 64ページ

5～12行目を以下のように読み替えて下さい。

正)

ただし、ここで注意しなければならないのは、基準賃金額に助成率の80%をかけた額が7,730円を超えた場合は、7,730円しか支給されないということです。

ですから、たとえば基準賃金額が1万円の従業員の助成額は、1万円×80%=8,000円ではなく、それより270円少ない7,730円しか支給されないということになります。

じつは、ここに当助成金の問題があるのです。

助成金計算の基礎となる平均賃金が高い場合、あるいは平均賃金が多少低くても、休業手当の支払い率が高ければ、基準賃金額は高くなり、助成金の算出額は7,730円を超えてしまいます。

つまり、それだけ「この助成金でカバーできる休業手当の範囲は限定的である」ということなのです。

■ 65 ページ

● 3 行目

誤)

支給される助成額は、62 ページの表で計算のとおり 100 万 1,808 円です。

正)

支給される助成額は、62 ページの表で計算のとおり 105 万 7860 円です。

● 6 行目

誤)

中小企業緊急雇用安定助成金の額は約 100 万円になります。

正)

中小企業緊急雇用安定助成金の額は約 105万円になります。

● 12～14 行目

誤)

週 2 日の休業を実施することで、**32 万円 (132 万円－100 万円)** の経費を負担することになります。

「私の計算では、経費負担は **32 万円**ではなく、50 万円くらいになりました。

正)

週 2 日の休業を実施することで、**27 万円 (132 万円－105 万円)** の経費を負担することになります。

「私の計算では、経費負担は **27 万円**ではなく、50 万円くらいになりました。